

# 公益財団法人高知県スポーツ協会利益相反管理規程

## (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）の利益が相反しうる取引を適切に管理し、もって本会の利益を確保するために制定する。

## (体制)

第2条 本会は、利益相反取引に該当する可能性がある取引を本会コンプライアンス委員会の審議対象とし、その事務は本会事務局が所掌する。

## (適用範囲)

第3条 本規程の適用対象者（以下、「対象者」という。）は、以下の者とする。

- (1) 役・職員倫理規程第2条に規定する役・職員
- (2) 本会の会長から決裁権限を委任された者
- (3) 業務受託者であり、本会の取引に関与することができる者

## (利益相反取引)

第4条 本規程において、利益相反取引とは、本会の利益と、対象者又は対象者と密接な関係性を有する者の利益が相反する取引をいい、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第84条第1項第2号及び第3号に定める取引を含むものとする。

2 本会は、以下のいずれかの場合に当たる者との取引を利益相反取引とみなす。

- (1) 取引の相手方（以下、「相手方」という。）が対象者、対象者の配偶者又は対象者の三親等内の親族である場合
- (2) 対象者、対象者の配偶者又は対象者の三親等内の親族が、現在、単独又は共同で相手方の株式又は持ち分の20%以上を保有する場合
- (3) 現在又は過去2年間において、相手方を委任者、対象者を受任者とする委任関係がある、又はあった場合
- (4) 現在又は過去2年間において、相手方を使用者、対象者を労働者とする雇用契約がある、又はあった場合

## (利益相反取引の申告)

第5条 対象者は、利益相反行為に該当するおそれがあると判断した場合は、当該行為に関連する情報を本会に申告し、本会コンプライアンス委員会の承認を受けなければならない。また、本会の承認を得ることなく利益相反取引を行った後に対象者が利益相反取引の存在を知ったときも、これと同様とする。ただし、普通取引約款に基づく定型取引など抽象的に見て本会に損害を生じ得ない取引については、この限りではない。

2 対象者は、前項の申告に当たり、以下に定める事項を報告しなければならない。

- (1) 相手方の名称及び相手方と対象者との関係性
- (2) 当該取引において代替可能な事業者が存する場合には、相手方と取引することが本会にとって利益となる理由
- (3) 当該取引において代替可能な事業者が存しない場合には、本会が相手方と取引をしなければならない理由
- (4) 当該取引において本会の利益を確保する上で必要な措置

(利益相反取引の承認に当たっての考慮要素)

第6条 本会コンプライアンス委員会は、対象者からの申告に基づき、以下の要素を考慮して、取引が本会に利益となると判断した場合は、当該取引を承認することができる。

- (1) 当該取引が本会にとって必要不可欠であること
- (2) 承認時点の試算で、当該取引により本会の利益を最大化できていること
- (3) 当該取引により、対象者が不当な利益を得ているとは言えないこと
- (4) 当該取引により、本会の公平性に疑念が生じるとは言えないこと

(承認を得ない利益相反取引の禁止)

第7条 対象者は、利益相反取引に当たることを知りながら、本会をしてしかるべき承認を得ることなく利益相反取引をさせてはならない。

(秘密の保持)

第8条 本会コンプライアンス委員及び委員会に出席を求められた者は、委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項は、本会コンプライアンス委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。